（免許の単位）

第二条　［略］

［2～7　略］

8　同一人において、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときにあつてはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。

［9　略］

第二節　外国の無線局等の運用の許可手続

（外国の無線局等の運用の許可手続）

第三十条の二　法第百三条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。

2　前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別

四～六　［略］

［3・4　略］

第七章　［略］

（法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例の手続）

第三十一条　法第四条の二第二項の規定による届出は、同項に定める事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

2　法第四条の二第二項第六号の総務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　緊急時における届出者の連絡先

二　無線設備の製造者及び型式又は名称

三　無線設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号

四　無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法として総務大臣が別に告示するもの

3　法第四条の二第二項第二号及び第三号に掲げる事項を同じくする同項の実験等無線局を同時に二以上開設しようとするときは、同項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、当該届出に係る届出書の記載は、当該実験等無線局ごとに行うものとする。

4　総務大臣は、法第四条の二第二項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号及び当該届出に係る実験等無線局ごとの届出無線局番号を通知するものとする。

（免許の単位）

第二条　［同上］

［2～7　同上］

8　同一人において、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときにあつてはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。

［9　同上］

第二節　外国の無線局の運用の許可手続

（外国の無線局の運用の許可手続）

第三十一条　法第百三条の六の規定による外国の無線局の運用の許可の申請は、その外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格ごとに行わなければならない。

2　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～五　［同上］

［3・4　同上］

第七章　［同上］

［新設］